

## 共同利用実験者（PF・PF-AR・低速陽電子以外のユーザー）の放射線業務従事者登録方法

<注：「測定器開発テストビームライン」ユーザーは本方法の対象者です>

### ■■■本件に関する問い合わせ先■■■

放射線受付（放射線受付棟，内線：3500，外線：029-864-5496，E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）  
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

<女性の被ばく管理に関する問い合わせのみ>

放射線事務室（放射線管理棟 1F，内線：5495，外線：029-864-5495，E-mail：rad-office@ml.post.kek.jp）  
営業時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～16:00

### ■■■手続きの流れ■■■

#### 1. 登録手続き書類の作成

<必須書類> 様式 10 号

共同利用者支援システム (<https://krs.kek.jp/uskek/ui/>) により各個人の「外来放射線作業個人管理登録票・業務従事者認定証明書兼放射線作業従事承諾書（様式 10 号）」を作成する。所属機関の代表者と放射線取扱主任者の押印が必要。

\* 自事業所に放射線管理区域を持たない場合は，放射線管理の代行業者を紹介します。放射線受付に相談してください。

\* 外国の機関に所属する場合は，放射線取扱主任者の押印は不要です。

<追加書類 1：女性の場合> 様式 11 号

「妊娠中の者」または「不妊または妊娠の意思がないことを申し出た者」は管理基準が変わるので，該当者は必要に応じて「個人被ばく管理基準等変更のための届出書（様式 11 号）」を作成する。

<追加書類 2：当該年度に被ばくのある場合> 被ばく記録の写し

本機構における放射線作業に先立つ当該年度において，既に男子 5mSv，女子 1mSv を超える被ばくのある場合は，放射線作業の前に本人の**被ばく記録の写し**を準備する。

<追加書類 3：前年度の被ばくが 1mSv を超えている場合> 健康診断の写し

#### 2. 登録手続き書類一式を放射線事務室に送付

宛先：〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1 高エネルギー加速器研究機構 放射線事務室 行

**来所の 2 営業日前までに放射線事務室に必着。**

日数に余裕がない場合はレターパックライト等の追跡サービス付きの方法を推奨。

#### 3. 共同利用者支援システム上の「放射線作業従事承諾書（様式 10 号）の承認状況」を確認

登録手続き書類一式が放射線事務室に到着し受理されると，「本登録完了」に変わる。書類の到着後，不備がない場合で 1～2 営業日程度を要する。「**本登録完了**」にならない場合は**放射線受付まで必ず連絡して下さい。未完了状態で来所するとトラブルの原因となります。**

<確認場所>

共同利用者支援システム—「【利用申請者手続】—「1. 登録済み実験・研究用務」を選択すると表示される「【放射線作業従事者承諾書（様式 10）（つくば地区）】」の「承認状況」欄

#### 4. 当該年度の最初の来所時に，放射線教育ビデオ講習を受講

場所：放射線受付，ビデオ講習：30 分間，講習最終受付時刻：午前 11:30，午後 18:00

外国所属の人は，日本の法律の講義があるので講習時間は 90 分間。講習最終受付 17:00。

#### 5. 個人線量計等を受け取り，放射線作業開始

個人線量計等の受け取り場所は，放射線受付より指定します。

### ■■■年度更新について■■■

共同利用実験者の手続きは，年度単位。**手続きは毎年必要。**

4 月 1 日以降は次年度分の手続きのない方の放射線作業はできません。